

C
O
D
E

インターネットの合法・違法・プライバシー

©1999 by Lawrence Lessig

Japanese language translation rights arranged
with Lawrence Lessig
in care of International Creative Management, Inc., New York
through Tuttle-Mori Agency, Inc., Tokyo

チャーリー・ネッソンに捧ぐ
あなたの思いつきはすべて異常としか思えない
一年ほどたつまでは。

目次

日本語版への序文 vii

序文 ix

第一部 規制・制御できるということ I

第一章 コードは法である 3

第二章 サイバー空間からのパズル四つ 15

第三章 現状主義 43

第四章 コントロールのアーキテクチャ 53

第五章 コードを規制する 77

第二部 コードとその他規制するもの 109

第六章 各種のサイバー空間 113

第七章 なにがなにを規制するか 153

第八章 オープンコードに見る限界 179

第三部 アプリケーション 197

第九章 翻訳 201

第一〇章 知的財産 219

第十一章 プライバシー 255

第十二章 言論の自由 297

第十三章 間奏 337

第十四章 独立主権 341

第四部 対応 383

第十五章 われわれが直面している問題 387

第十六章 対応 405

第十七章 デクランのわかってないところ 423

補遺

訳者あとがき

謝辞

注

索引

日本語版への序文

本書が日本語に翻訳される機会を与えられたのは、わたしにとってありがたいことだ。そもそもアメリカ人に向けて本書を書くこうとうというきっかけとなつたいろいろな問題は、実は国際的な問題だ。そして執筆時には、本書に書いた各種の予想がまちがっていればと思つていただけれど、わたしの議論は過去二年で強化されるばかりだった。

わたしの議論の核心は、まずいまのインターネットのアーキテクチャにある種の技術を重ねること、インターネットにもともとあつた自由のかなりの部分が失われる、ということだった。そして二番目は、こうしたアーキテクチャを導入しようという強いインセンティブは政府からではなく、政府と共存しようと努める商業組織からやってくる、というものだった。

この事例として近年でいちばん有名なのは、ヤフーとフランス政府との争いだ。フランス政府は、ヤフーに大使邸オークションサイトからナチス関連商品を取り除くか、あるいはそうしたアイテムをフランス市民には見せないようなフィルタ技術を開発しろ、と主張した。この要件は、フランス市民に対してアメリカ市民とはちがう規制を適用しやすくする技術をヤフーに導入させることになる。

フランスのヤフーに対する決定は、インターネットの中心的な価値に対する根本的攻撃として多くの人に非難された。でもこうした変化を推進しているのは、フランスだけじゃない。フランスの決定のちよつと前には、アメリ

カのある地方裁判所がカナダのインターネット放送局に対して、アメリカ市民がそのサイトにアクセスできないようにしたと法廷に確約できるまで、サイトを閉鎖しろと命じた。ICravity.comはインターネット上でテレビを放送していた。その放送は、カナダでは合法だったがアメリカでは非合法だった。ナチス商品の売買に対するフランスの態度と同じように、アメリカは、アメリカ法が順守されるまでサイトを閉鎖しろと命じたわけだ。ここでは、ネットの国際的性格はアメリカ法廷の決定には関係なかった。そしてここでも、この決定は利用者がだれかを同定し、その人がどこからきているかを確認するような技術導入の強いインセンティブを創り出している。

こうした技術の結果として、サイバー空間は構築しなおされ、そこでのふるまいは再び政府が規制できるようになるだろう。そして本書でのわたしの一貫した主張は、この流れを批判することではない。もっとも個人的には批判するけれど、わたしの論点はむしろ、サイバー空間が守る自由というのはそのコードの産物で、コードは変わりつつあるんだ、ということを明らかにすることだ。

本書の二番目の予想も実現した。それもわたしの予想よりずっとはやく。サイバー空間が著作権を脅かすと論じる人々に反論して、わたしは本書で、サイバー空間では実空間より著作権をもっと完璧にコントロールする技術が開発されつつあるんだ、と論じている。そうした技術は国の法律に後押しされるようになるだろう、とわたしは予想した。そして法とコードの連合により、著作権が実空間よりサイバー空間でもっと強力に保護される世界がやってくるだろう、と。

わたしが理解していなかったのは、ハリウッドの弁護士たちがこんなに急速に法廷に圧力をかけて、このコントロールの新しいアーキテクチャを受け入れさせるか、ということだった。そして法廷がハリウッドに、こんなにすぐ望み通りのものを与えるとも思っていなかった。だんだん徐々にコントロールが増すどころか、アメリカの法

廷は急速にサイバー空間での流通手段を規制して、著作権付き材料が確実に保護されるようにしてしまった。

これは、本書での議論に照らして考えると危険なトレンドだ。ここでの法は、コンテンツのプロバイダーに、著作権法が伝統的に与えてきたバランスを上回るコントロール能力を与えることになる。このコントロールはサイバー空間の発展におけるこの重要な時点で、言論の自由と技術革新を窒息させることになるだろう。

実現してしまった不幸な予言は以上だ。ありがたくもはずれた不幸の予言もある。オープンコード運動は、アメリカの政治論争の重要な一部となった。強力で活発な公共領域（パブリック・ドメイン）の重要性は、ますます認識されるようになってきている。こうした流れは、本書が提示している暗さの一部に対抗してくれるものだ。またわたしは楽観的ではないけれど、でもわたしがまちがっているかもしれないと思えるのはありがたい。

本書はまずアメリカ人に語りかけているけれど、その教訓は世界的なものだ。アメリカ人たちは、公平なバランスで認められるよりも多くの権力を手にしている。アメリカは、ほかのどの国よりも害をなせる立場にいる。だからサイバー空間に生じつつある変化の中で、自由にかかわる重要な問題をいちばん理解すべきなのはアメリカ人だ。でも他の国、特に日本人にとっても、いまのわれわれのふるまいの原因となっている盲目さの一部を理解しておくのは、同じくらい重要なことなのである。

序文

一九九六年春、「コンピュータ、自由、プライバシー」(CFP)の名の下に招集される年次会議で、SF作家が二人、サイバー空間の未来について話をした。ヴァーナー・ヴィンジは「きめの細かい分散システム」によって可能になる「遍在的な法執行/警察」について語った。社会生活のありとあらゆる部分がコンピュータチップを通じてネットに接続されて、その一部が政府専用になるだろう、という話だ。このアーキテクチャはすでに構築されていた。それがインターネットだ。そして技術主義者たちは、それを拡張する方法を論じつつあった。このコントロール用ネットワークは、社会生活のあらゆる部分に織り込まれるようになる。それにつれて、政府がそのコントロールについてそれなりの分け前を要求するようになるのは時間の問題だ、とヴィンジは語った。世代ごとに、コードはこの政府の力を増大させるだろう。未来は、完全な規制の世界となり、分散コンピューティングのアーキテクチャ インターネットとその付属物。こそはその完成を可能にする、と。

ヴィンジに続いたのはトム・マドックスだった。かれのヴィジョンはかなり似ていたけれど、そのコントロールの源がちがっていた。政府の権力は、チップだけからくるのではない、という。マドックスによれば権力の真の源泉は、政府と商業との連合だった。商業は政府と同じように、規制のある世界でのほうが動きやすい。そのほうが財産はしっかり保護されるし、データもとらえやすいし、騒乱のリスクも少ない。未来はこの社会秩序の二勢力の連合となるだろう、と。

コードと商業。

この著者二人が語った時点では、かれらの描いた未来はまだ現在になっていなかった。サイバー空間はますますどこにでもあるようになってきたけれど、でもそれが飼い慣らされて政府のお使いをするようになるとは想像しにくかった。商業ももちろんインターネットに関心は持っていたけれど、でもクレジットカード会社はまだ、ネットには近寄らないようにとお客に警告していた。ネットは、爆発しつつあるなにかしらの社会空間ではあった。でも、それを社会コントロールの爆発的な空間と見なすのはむずかしかった。

わたしは、どっちのスピーチも見していない。かれらが語った三年後に、自分のコンピュータ経由でそれを聞いた。かれらのことは録音されていて、いまはアーカイブとなってM E Tのサーバ上にある。(1)完全に秩序化されたコントロールのネットワークについてのかれらのスピーチ再生に、チューニングして立ち上げるまでももの一秒。この数年前のレクチャーを聴くという行為そのもの。それは信頼性の高いインデックス化されたプラットフォーム上で提供され、わたしのアパートにネットとケーブルテレビを運んでくれる、高速商業インターネット回線経由でこのレクチャーをきいたという事実をそのプラットフォームが記録したのはまちがいない。が、かれらの発言がある程度は裏付けていた。聴衆の反応からは、この著者二人の語っていることがフィクションだという認識。だってしよせん二人はSF作家なのだから。と、そしてかれらの語るフィクションが聴衆をおびえさせたということが聞き取れる。

三年後、これはもはやフィクションではない。ネットが完全な規制の空間になり得ることを見て取るのは簡単だし、商業がその規制の中でどんな役割を果たすかもすぐにわかる。現在のMP3がらみの戦い。MP3というのは音声ファイルを圧縮してネット上で簡単に配信できるようにする技術だ。は完璧な例だ。去年、MP3は大騒

ぎを引き起こした。CDがコピーされてメールされ、何千もの曲をアーカイブしてだれでも聞けるようにしたウェブサイトも出てきた。インターネットが提供するフリーなものの一覧に「フリーな音楽」というのも加わったわけだ。

でも今年になると話は変わった。レコード業界は、こうしたファイルの配信をコントロールしやすくする規格を後押ししている。議会は、このコントロールをはずすソフト作成を刑事犯罪にする法令を成立させた。そしてMP3再生用のウォークマン式マシンをつくるメーカーの一つは、すでに自社製品をこのコントロール規格に準拠させる計画を発表している。コントロールは、商業の力で政府の後押しを受けてコード化される。

ヴィンジとマドックスはサイバー空間の第一世代の理論家だった。かれらが完全なコントロールについてのお話を語れたのは、二人の住んでいた世界がコントロールできない世界だったからだ。一人が聴衆と通じ合えたのは、二人が自分の語った未来図に抵抗したがっていたからだ。不可能なものを思い描くのは、お遊びだった。

いまや、その不可能が現実になってしまった。ヴィンジやマドックスのお話におけるコントロールは、聴衆たちにはオーウェルの「1984年」じみて聞こえただろうが、そのほとんどはいまやごくふつうにしか思えない。ヴィンジの描いた完全な規制のシステムを想像することも可能だし、そのシステムが気に入る人もかなりいる。インターネットで商業が提供する部分はますます増大せざるを得ないし、ほとんどの人はそれが悪いことだとも思わないだろう。それどころかわれわれが生きる時代は（またもや）「なんでもビジネスに任せよう」というのが当たり前の世界なのだ。ビジネスにネットを自己規制させよう。ネットコマースこそが新しいヒーローだ、というわけ。

この本は、ヴィンジとマドックスのお話を続けるものだ。わたしはネットの将来について、二人と同じ見方をしている。この本のかなりの部分は、インターネットがいずれ変化して実現されるはずの、拡大する規制のアーキテ

クチャについて語っている。でもわたしは、一九九六年の録音の背景にこだまする声援の、自画自賛的なひとりよがりには与していない。一九九六年には「敵」がだれかははっきりしていた。いまは、なにもはっきりしていない。

未来は、ヴィンジとマドックスの見解をあわせたもので、どちらか片方だけじゃない。もしわれわれが、ヴィンジの描いたディストピアだけに向かっているのなら、それに対しては明確で強力な対応の仕方があるだろう。全体主義国家に抵抗するためのツールはオーウェルがくれたし、それに抵抗しないとどうなるかはスターリンが教えてくれた。ワシントンがコントロールする、監視して侵入してくるネットというのはわれわれの未来じゃない。「一九八四年」はすでに過去だ。

そしてもしマドックスの描いた未来だけに向かっているなら、われわれの市民の多くはこれがSFではなくユートピアだと信じていることだろう。「市場」が自由に機能し、われわれが政府と呼ぶ悪が打倒されれば、その人たちにとってそれは完全な自由の世界となるだろう。

でもどちらのお話も、片方だけではインターネットの未来を描ききっていない。未来はヴィンジだけではなく、マドックスだけでもなく、ヴィンジとマドックスがあわさったものだ。インターネットの未来とは、法のルールに裏打ちされた商業のテクノロジによって相当部分が実施されるコントロールとなる。

われわれの世代の課題は、この二つの力を調和させることだ。コントロールのアーキテクチャが、民間セクターと同じくらい政府によっても管理されているとき、自由を守るにはどうすればいいだろう。エーテルが絶えずスパイし続けるとき、プライバシーはどうやって確保すればいいだろう。あらゆるアイデアを知的所有物にしたがる風潮の中で、自由な思考をどうやって保証すればいいだろう。コントロールのアーキテクチャが、いつまでもどこかよそで決定されているとき、自己決定権を保証するにはどうすればいいだろう。言い換えれば、ヴィンジやマドッ

クスがいっしょになって描いたような脅威があるときに、どうやって自由な世界を築けばいいだろうか？

その答えは、過去のちんけな反政府レトリックの中にはない。現実はいくシジョンより厳しいのだ。政府は自由を破壊できるだけの力はあるけれど、でも自由を守るには政府が必要なのだ。でも一方で、ルーズベルトのニュー・ディールに回帰したところで答えにはならない。国家主義は破綻した。自由はワシントンのどっかの新たな官僚略称機関（WPAだのFCCだのFDAだの……）で見つかるような代物でもないのだ。

第二世代は、第一世代の理想を受けて、それを別の背景にぶつけてみる。第二世代は古い論争はどれも知っている。いままでの三〇年の、袋小路に入った議論も位置づけている。第二世代の目的は、袋小路にはまらないような「質問をして、袋小路の先に進むことだ。」

どちらの世代からもすばらしい成果があがっている。エスター・ダイソンとジョン・ペリー・バーロウはまだアイデアをもたらししてくれるし、まだまだ先へ進み続けている（ダイソンはいまや、一部の人がインターネットの政府になると考えている組織の臨時議長を務めている。バーロウはいまやハーバード大にいる）。そして第二世代では、アンドリュース・シャピロ、デビッド・シエンク、ステイブ・ジョンソンがだんだん知名度を増してきているし、説得力もある。

わたしのねらいはこの第二世代だ。職業にふさわしく（法律屋なもので）、わたしの貢献はいずれの世代の最良の部分よりも長つたらしくて、わかりにくくて、細々して、鈍重だ。でも職業にふさわしく、そんなものでもかまわず出してしまおう。いま大論争が盛り上がりつつある状況で、わたしが主張することはあまりみんなのお気に召さないはずだ。そして、出版社に原稿をメールで送る前にこの最後のことをポツポツ叩き出すいま、すでにもう反応が目に見えるような気がする。「あなた、保安官の権力とウォルト・ディズニーの力のちがいもわかんないの？」

「ソフトウェアのコードを規制する政府機関が必要だなんて、本気で言ってるの？」そして逆サイドからは「政府がよいことをする能力を無効にするようなサイバー空間のアーキテクチャ（オープンソースソフト）を肯定するとはなにがごとか！」というわけだ。

でもわたしは教師でもある。もしわたしの著作が怒りの反応を引き起こすにしても、一方でもつとバランスのとれた熟考に資することだってあるだろう。いまの時代は、正解を手に入れるのがむずかしい時代ではあるのだけれど、過去の論争の簡単な答えでは、絶対に正解にはならないのである。

本書の執筆を助けてくれた、教師や批評家たちからは膨大な量を教わった。ハル・エイベルソン、ブルース・アツカーマン、ジェームズ・ボイル、ジャック・ゴルドスミス、リチャード・ボスナーは、初期の草稿に対して辛抱強くすばらしい助言を与えてくれた。かれらの忍耐力には感謝するし、かれらの助言を得られたことについてはきわめて幸運だったと感じている。ラリー・ヴェールとサラ・ホワイティングは、まちがいはなく本来あるべき以上に短気だったこの生徒に対し、アーキテクチャ分野における文献案内をしてくれた。ソーニャ・ミードは、法律家なら一万語書けないと言えないようなことを絵にするのを手伝ってくれた。

本書の初期の草稿についての議論を実際に闘わせてくれたのは、生徒たちの軍団だった。キャロリン・ベイン、レイチェル・バーバー、エノック・チャン、ベン・エデルマン、ティモシー・エルリッヒ、ドーン・ファーバー、メラニー・グリックソン、ベサニー・グローバー、ネーリン・ゴンザレス、シャノン・ジョンソン、カレン・キング、アレックス・マクギリヴレイ、マーカス・メーハー、デビッド・メロー、テレサ・ウー、ローラ・ピリ、ウエインディ・セルツァーは、敬意を保ちつつも多大な批判を加えてくれた。そしてわたしの助手リー・ホプキンスとキ

ヤサリン・チョウは、この軍団を統率するのに（そしてほどほどに抑えるのに）欠かせない存在だった。

わたしの議論に影響を与えた学生として特筆すべきは三名だが、いずれも「生徒」と呼ぶのは不公平かもしれない。ハロルド・リーブスは第八章の先導役だ。ティム・ウーのおかげで、第一部のかなりの部分は考え直すことになった。そしてアンドリュー・シャピロは、わたしがとても暗いことばで描き出した未来の中にある希望を見せてくれた。

特に負うところが大きいのは、キャサリン・マルグリート・マンレイである。彼女の著述家兼リサーチャーとしての非凡な才能のおかげで、本書は本来かかるはずの期間よりもずっとはやく脱稿できた。さらにタウエン・チャンとジェームズ・スタヒルには、注の注意深いレビューをし、それを正直に保つ作業をしてくれたことに感謝。

この分野は、図書館にこもっていて勉強できる分野ではない。わたしの知識のすべては、過去五年にわたりサイバー空間のなんたるかを理解し、それを改善しようとして苦闘してきた学者や活動家たちのすばらしいコミュニケーションの間でわたしが交わしたり、あるいは目撃してきた会話からきたものである。このコミュニケーションは文中でわたしが触れる学者や著者を含んでおり、特に挙げておきたいのはヨチャイ・ベンクラ、ジェームズ・ボイル、マーク・レムレイ、デヴィッド・ポスト、パム・サミュエルソンだ。さらに法律家でない人々との会話からも得るところは大きかった。特にハル・エイベルソン、ジョン・ペリー・バロウ、ジョセフ・リーゲル、ポール・レズニック、ダニー・ワイツナー。でもおそらくさらに重要なこととして、わたしは活動家たちとの議論から有益なものを得ている。特に Center for Democracy and Technology, Electronic Frontier Foundation, American Civil Liberties Union。かれらはここでの課題を現実のものとしており、そしてわたしが重要だと考える価値の少なくとも一部を擁護してきた。

しかし本書は、ジュリアン・ディベルの書いた記事、ヘンリー・J・ペリットの組織した会議、そしてデヴィッ

ド・ジョンソンとの数々の議論なしには書かれなかっただろう。わたしはこの三名いずれにも、教えてくれたことについて感謝したい。

このプロジェクトは、ハーバード大の倫理と職業プログラムのフェローとして開始したものだ。この年の、デニス・トンブソンからの半信半疑の奨励はありがたく思っている。ハーバード・ロースクールにおける、インターネッツと社会に関するパークマンセンターのおかげで、わたしの研究のかなりの部分が実現した。この支援については特にリリアン&マイルズ・パークマンに感謝する。さらにセンター長と一時はわたしと共同講師でもあったジョナサン・ジットレインには、支援とそれ以上に友情に感謝する。本書は、パークマンセンター所長チャリー・ネッソンに捧げた。かれはこの作業を行うためのゆとりと支援を与えてくれたし、ちがう方向にこれを押し出すためのインスピレーションも与えてくれた。

でもこれらの支援のいかなるものより重要だったのは、わたしが人生を捧げた人物であるベティーナ・ノイエフ・アインドの忍耐と愛情だった。彼女の愛情は、すべて異常で、すばらしいとしか思えない。それも、一年なんかよりずっとずっと長い間。

第一部

規制・制御できるということ

第一章 コードは法である

一〇年前、一九八九年の春、ヨーロッパの共産主義は死んだ。支柱をとったテントが倒れるみたいにつぶれてしまった。共産主義を終わらせたのは、戦争でも革命でもなかった。消耗だった。そして、共産主義のかわりに中欧・東欧一帯に生まれたのは新しい政治レジームであり、新しい政治社会の始まりだった。

憲法学者（わたしなど）にとつて、これはめまぐるしい時期だった。わたしはちょうど一九八九年にロースクールの卒業して、一九九一年にはシカゴ大学で教えるようになっていた。シカゴ大学には、中欧・東欧の新興民主主義勢力の研究を専門に行うセンターがあった。わたしもその一員だった。つづく五年間、わたしは思い出せないほどの時間を機上で過ごし、思い出したくもないほどのひどい朝のコーヒーを飲んで過ごししてきたのだった。

東欧や中欧は、旧共産主義者たちに統治のやり方を教えているアメリカ人だらけだった。それらのアドバイザーは果てしなく、そしてばかばかしいものばかり。こういう訪問者たちの中には、文字通り新興立憲共和国に憲法を売りつけたような連中もいた。それがおおむねみんな、新しい諸国がどう運営されるべきかについて、無数の生煮えアイデアを抱えている。こういうアメリカ人たちは、立憲主義がうまく機能した国からきていたけれど、でもそれがなぜうまく機能したかについては、まるつきり見当もついていなかった。

でもセンターの仕事は、アドバイスすることじゃなかった。アドバイスするには、わかっていることが少なすぎたから。われわれの仕事は、移行とその進展を観察してデータを集めることだった。変化を導くのではなく、理解

したかった。

われわれが目にしたものは、理解できたにしても衝撃的なものだった。共産主義崩壊のあとしばらくは、反政府的な熱気に満ちていた。国家と、国家統制に対する怒りがわき起こっていた。あたしたちにかまわないで、と人々は言っているようだった。市場とNGO、新しい社会、が政府にとってかわればいい、と。何世代もの共産主義のあとだから、この反応もしごくもつともなものだ。自分を抑圧してきた装置に対して、妥協なんかできるはずもないだろう。

この反応を、ある種のアメリカ的なレトリックも支持していた。リバタリアニズムのレトリックだ。手綱を市場にまかせて政府に邪魔をさせなければ、まちがいなく自由と繁栄が育つだろう、というわけ。ものは自分で自分の面倒をみるだろう。国家による人念な規制なんて、必要もないし、あるべきでもない、というわけだ。

でも、ものは自分で自分の面倒を見てはくれなかった。市場は繁栄しなかった。政府はゆがめられ、ゆがんだ政府は自由をもたらず霊薬なんかになりはしない。権力は消滅しなかった。国家からマフィアへと移行しただけだし、そのマフィアも国家が創ったものであることが多かった。伝統的な国家の機能、警察、裁判所、学校、保健、に対するニーズも、魔法のように消え失せたりはしてくれなかった。そしてそのニーズを満たすべく、民間の営利組織が登場したりもしなかった。ニーズは単に満たされないまままで放っておかれただけ。安全保障も霧散。過去三世代の味気ない共産主義にとつてかわつたのは、鈍重ではあっても現代版の無政府主義だった。ネオンサインがナイキの広告をチカチカと照らし、年金生活者たちがいんちき株取引で生涯の蓄えをだましとられる。モスクワの大通りで、銀行家が真つ唇間から殺される。一つのコントロールシステムが別のシステムで置き換えられたわけだけけど、そのどちらも、西側のリバタリアンたちが「自由」と呼ぶものではなかったのだ。

ちょうどこのポスト共産主義の多幸感がうすれはじめていた頃 一九九〇年代半ば頃 西側には別の「新しい社会」が生まれつつあって、それは多くの人にとっては、ポスト共産主義のヨーロッパで約束されていた新社会と同じくらいわくわくするものだった。これがサイバー空間だった。まずは大学や研究所で、そしてそれからだんだんと一般社会において、サイバー空間がリバータリアンたちのユートピア主義の新しい標的となっていた。ここでは、国家からの自由が主導権を握るのだ。モスクワやトビリシがだめでも、このサイバー空間でこそ、理想的なりバータリアン社会が見つかるだろう。

この変化をもたらした起爆剤も、同じようにまったく計画されたものではなかった。国防省の研究プロジェクトの中で生まれてきたこのサイバー空間も、あるコントロールのアーキテクチャが置き換わったことで生じてきたものだった。課金される単一目的の電話ネットワークは、パケット交換データの非課金多目的ネットワークで置き換えられた。そしてそれによって、古くさい出版の一对多アーキテクチャ（テレビ、ラジオ、新聞、本）は、万人が出版社になれる世界によって補われることになった。人々は、これまであり得なかったような形でコミュニケーション、結びつきをもてた。この空間は、実際の空間が決して許容しないような社会を約束してくれた。アナーキーなしの自由、政府なしのコントロール、権力なしの合意形成。われわれの世代を定義つけるマニフェストのことは借りれば、「王さま、大統領、投票…ぼくたちはこれを拒絶する。おおざっぱな合意と動くコード…ぼくたちが信じるのはこれだ」⁽¹⁾

ポスト共産主義のヨーロッパでのと同じく、サイバー空間に関する最初の考察は、自由を国家の消滅と結びつけていた。でもその結びつきは、ここではポスト共産主義ヨーロッパより一層強かった。今度の主張だと、政府はサイバー空間を規制することは、そもそも不可能だということ、サイバー空間は本質的かつ不可避的に自由だ、とい

うことだ。政府は脅しをかけることはできるけれど、ふるまいを制御することはできない。法律をつくることはできるけれど、そんなものには意味はない。どんな統治を導入すべきか、なんていう選択の余地もない。どんな統治も機能しないから。サイバー空間は、まったくちがった社会。定義や方向性はあるだろう。でもそれはポトムアップで構築されるもので、国会の指図によることは決してない。この空間の社会は完全に自己組織化した存在となり、統治者はきれいにぬぐいさらわれ、政治的な小細工ハックからも自由となる。

わたしは一九九〇年代初期の夏に中央ヨーロッパで教えていた。そしてこの章の冒頭で述べた、共産主義についての態度の変化をこの目で見た。だから一九九五年の春にサイバー空間の法を教えはじめたときには、生徒たちの中にまさにこうした、自由と政府・統治に関するまったく同じポスト共産主義的な考えが見られたので、ちょっとした既視感を感じたものだ。イエール大学 決してリバータリアン的情熱の盛んなところではない においてすら、学生たちは、後にジエームズ・ボイルが「リバータリアンの落とし穴」と呼んだものに酔いしれているようだった。その落とし穴とはつまり、どんな政府もインターネットの富なしには生き残れないけれど、でもどんな政府もインターネット上で起こることをコントロールできない、というものだ。実空間の政府は、末期の共産主義政権のようなあわれな存在でしかなくなる。それはマルクスが約束した、国家の萎縮だった。国家は、サイバー空間のイーテルをかけめぐる何兆というギガバイト群によって、追いつて立てられて存在できなくなる。このお話によれば、サイバー空間というのは、自由でしかあり得ない、自由こそがサイバー空間の天性なんだというわけ。

でも、なぜそうなのか、だれもはつきりさせなかった。サイバー空間というのが、政府のコントロールのきかない場所だという考えは、わたしには最後まで理解できないものだった。サイバー空間ということばそのものが、自由ではなくコントロールを物語っているのだもの。語源をたどれば、サイバー空間というのはウィリアム・ギブス

ンの長編小説（一九八四年刊行の「ニューロマンサー」）を通り越して「サイバネティクス」ということばにたどりつく。これは遠距離からのコントロールの研究なのだ。⁽³⁾ サイバネティクスのビジョンは、完全な制御だった。その大もとの動機というのが、ものごとを導くための方法改善だったのだ。だから、まさにこのコントロールの理想から生まれたアーキテクチャ上で、コントロールなしを讃える声があがるというのは、二重に奇妙に思えた。

すでに述べたように、わたしは憲法主義者だ。憲法について教え、書いている。わたしは、政府とサイバー空間に関する初期の考え方は、共産主義直後の政府に対する考え方と同じく思っている。サイバー空間における自由は、政府がないから生じるんじゃない。そこでの自由は、あらゆる場所と同じく、なんらかの国家からくるものだ。⁽⁴⁾ 自由が開く社会を構築するには、社会から自覚的なコントロールをすべて取り除くのではダメだ。自由が開く世界を構築するには、それのある特定の種類の自覚的なコントロールが生き残っている場所に置いてやらずに築く必要があるのだ。

でもここでいう「憲法」というのは、法律の条文の話をしているんじゃない。東欧にいるアメリカ人たちはちがって、わたしは一七八七年にわれわれの憲法起草者たちが書いた文書売りつけようとしているのではない。むしろ、イギリス人たちが自分たちの憲法について語るときに理解しているように、わたしが言う憲法とは、ある根本的な価値　つまりふつうの政治の妥協を越えたところにある原則や理想　を守るという目的をもって、社会と法権を構造化して制約するアーキテクチャのことなのだ　ただの法律の条文ではなく、ある生き様だ。

この意味での憲法というのは、構築されるものであって、見つかるものじゃない。基礎は意図的に敷かれるもので、魔法のように湧いてくるわけじゃない。アメリカ独立革命につづくアナーキー（アメリカ初の憲法は、アメリカ

力連合基本条項 Articles of Confederation だったが、これは無為無策の惨めな失敗だったことをお忘れなく）によって建国の祖たちが学んだのと同じように、われわれもまた、この基礎の構築というか敷設は、見えざる手の働きによるものではないことを理解しはじめている。サイバー空間における自由の基礎がだまっていれば湧いて出てくると信じるべき理由はまったくないのだ。それどころか、事態はその正反対だ、とわたしは論じる。アメリカの憲法起草者たちが学んだように、そしてロシア人たちが見たように、サイバー空間は放っておけば、絶対に自らの自由の約束を果たすことはできない。放っておけば、サイバー空間はコントロールの完璧な道具になり果てるだろう。⁽⁵⁾

コントロール。これは必ずしも政府によるコントロールではないし、必ずしもなにか邪悪でファシスト的な目的のためのコントロールでもない。でも本書の議論というのは、サイバー空間の見えざる手は、サイバー空間誕生時とは正反対のアーキテクチャを構築しつつある、ということだ。見えざる手は、商業を通じてコントロールを完全にするアーキテクチャを構築しつつある。とても高効率な規制・制御を可能にするアーキテクチャ。ヴァーナー・ヴィンジが一九九六年に警告したような、規制コントロールの分散アーキテクチャ、そしてトム・マドックスがつけ加えたような、商業と国家の枢軸連合。⁽⁶⁾

本書はその変化について述べ、そしてどうすればそれを防げるかについても述べる。サイバー空間がたどりつつある道をながめると、これは第一部でわたしが説明する発展方向だ。サイバー空間の創設時に存在していた「自由」のほとんどが、将来は消え失せるということがわかる。われわれがいま根本的なものだと考える価値は、残らないかもしれない。根本にあった自由はゆっくりと消え失せる。

もしももとのサイバー空間が生き残り、その世界でわれわれの知っている価値観に残ってほしいと思うのであれば、この変化がどのようにして起こっているかを理解し、それに対抗してなができるかを知る必要がある。こ

それが第二部の目的だ。サイバー空間は、規制と自由について考える人々に新しいものを提示している。こうした規制・制御がどのように機能し、そこでの生活をなかに規制するののか、ということについて新しい理解を要求する。それは、これまでの法律家の視野を越えて、法律や規制や規範を越えて、ものを見るよう訴えかける。それは、新たに有力となった規制・制御手段を考慮に入れることを必要としている。

その規制・制御手段というのが、本書の題名にもなっているあいまいな用語、コードだ。実際の空間では、われわれは法律がどのように規制・制御しているかを認識している。憲法や法令やその他の法的コードを通じてだ。サイバー空間では、コードがどのように規制・制御するかを理解する必要がある。サイバー空間を構成するハードウェアとソフトウェアが、どのようにして現在の形のサイバー空間を規制・制御しているか。ウィリアム・ミッチェルが言うように、このコードがサイバー空間の「法律」だ。⁷⁾コードが法なのだ。

このコードは自由主義的またはリベタリアンの理想に最大の脅威を投げかけるものだし、一方でその最高の希望でもある。われわれが根元的だと思っている価値を守るような形で、サイバー空間を構築、組み上げ、コーディングすることもできるし、そういう価値が消滅するようにコーディングすることもできる。中道というのではない。なんらかの「構築」を含まないような選択肢はない。コードは決して湧いて出るものじゃない。それは絶対に、だれかが創らなきゃいけないものだし、それを創るのはわれわれ自身しかない。マーク・ステフィックが言うように「(サイバー空間)のバージョンがちがえば、それがサポートする夢もちがう。それが賢い選択だろうと愚かな選択だろうと、ぼくたちはなんらかの選択はすることになる」⁸⁾

わたしの議論は、なにかトップダウン型のコントロールを支持するものではない。なんらかの規制当局がマイクロソフトを占拠すべきだと主張するものでもない。憲法は、ある環境を描き出す。ホルムズ判事が述べたように、

それは「将来の発展を予見しえない存在に生命を与える」⁹⁾。したがって憲法について語るといのは、百田実施計画を記述することではない。それはむしろ、その空間が保証すべき価値をはっきり示すことだ。それは「政府」を描いてみせることではない。それはボトムアップのコントロールとトップダウンのコントロールの、どちらかを選ぶことではない（そもそもこれが二者択一だなんてだれが言った？）。サイバー空間の憲法という話をするとき、われわれが尋ねているのはごく簡単なことだ。そこで保護されているのはどういう価値だ？ ある種の人生を奨励するために、どのような価値観をその空間に組み込むのか？

ここでいう「価値」というのは二種類ある。実体的・内容的なものとは構造的なものと。アメリカの伝統では、もっぱら後者のほうが心配されていた。一七八七年に（修正第一〇条の基本的人権を定めた条文なしで）施行された憲法の起草者たちは、政府の構造のほうに注力していた。かれらのねらいは、ある特定の政府（連邦政府）があまり強力になりすぎないようにすることだった。そこで、憲法の設計にあたっては、連邦政府の権限についてのチェックを入れ込んで、各州への影響力を制限するようにした。

この憲法への反対論者たちは、チェック機構がもつと必要だとかだわった。憲法は政府の権限に対して、構造的な制限だけでない大幅な制限を加えるべきだ、と。そこで修正第一〇条の基本的人権の条項が生まれた。一七九一年改正で加わったこの条項は、連邦政府はある種の保護を取り除いたりはしないと約束した。その保護とは、言論やプライバシー、そして正規の法手続の保護だ。そして、こうした実体的・内容的な価値観の遵守は、ふつうの政府の一時的な気まぐれとは関係なく維持されることを保証していた。こうした価値観は、アメリカの憲法設計に刻まれ、あるいは埋め込まれるべきものだった。変更できないわけじゃない。でもそれには、憲法の設計そのものを変えなきゃダメだ。

こうした二種類の保護は、アメリカの憲法の伝統では不可分になっている。片方がなければ残りも無意味だ。チエックなしの構造は、基本的人権条項で表現された実体的・内容的な保護をあっさりひっくり返せるし、実体的・内容的な保護なしには、バランスのとれた思慮深い政府ですら憲法起草者たちが本質的だと考えた価値を侵害してしまうだろう。

われわれは、サイバー空間を構築するにあたって同じ問題に直面しているのだけれど、そのアプローチは反対側からだった。すでにわれわれは、内容について格闘している。サイバー空間が約束するのはプライバシーかアクセスか？ 自由な言論のための空間は保護されるのだろうか？ 自由でオープンな取引を推奨するだろうか？ これらは、実体的・内容的価値に関わる選択で、本書でもかなりの部分で採りあげる。

でも構造だって大事なのだ。空間の設計に、規制権力の気まぐれに対してどんなチエックを組み込んでおけばいいだろうか？ どんな「チエックやバランス」が可能か？ 権力をどうやって分離しておく？ ある特定の規制当局や、一つの政府だけが強力になりすぎないようにするにはどうすれば？

サイバー空間の理論家たちは、その誕生以来こういう問題について語ってきた⁽¹⁰⁾。でも文化としてのわれわれは、やっとこれを理解しはじめたばかりだ。われわれはようやく、なぜこの空間のアーキテクチャが問題になるかがわかりはじめたばかりだ。特に、なぜそのアーキテクチャの所有者が問題になるのか、ということをも。もしサイバー空間のコードが所有されているなら（所有といってもわたしは本書で描いたような意味でだが）、それはコントロールされ得る。もし所有されていないなら、それをコントロールするのはずっとむずかしい。所有者の不在、所有権概念の不在、アイデアの使われ方を導けないということ。一言で、共有地（コモンズ）の存在。は、ある形の政府コントロールを制限したりチエックしたりするにあたっての鍵となる。

この所有問題の一部は、目下のオープンソースソフトとクローズドソースソフトの論争の核心にある。アメリカの憲法起草者たちが本能的に理解したような形で、「フリーソフト」または「オープンソース・ソフト」あとで述べる論争のどちら側にもくみみしないよう、ここでは（臆病にも）「オープンコード」と呼ぼう。は、それ自体が権力濫用に対するチェックだ。憲法化された自由の構造的な保証として、それはアメリカの憲法の伝統における、一種の権力の分離として機能する。それは言論の自由や出版の自由のような、本質的な保護と並んで立っているけれど、その立場はもっと根元的だ。本書の終わりまでにわたしが論じることだけれど、アメリカ建国者たちのしょっぱなの直感は正しかった。構造が内容をつくる。構造的なもの（サイバー空間内でのオープンコードの場所）を保証すれば、内容（の大半）は勝手に自分で面倒を見てくれる。

第三部では、こうした問題をまた現実に戻してやろう。いま議論になっている四分野　知的所有権、プライバシー、言論の自由、独立主権　を検討し、それぞれの領域で危機にさらされている価値観を指摘する。法とコードとの相互作用は、こうした価値観を創り上げるのに役に立つ。わたしのねらいは、こうした危機に対して第二部からのツールでどのように対応できるかを示すことだ。

ここまでが明るい希望に満ちた部分だ。最後の部分はちがう。わたしは最後に、われわれ　というのはアメリカ人が、こうした選択のもたらず課題に取り組むだけの意志をもっているか、と問う。現在の憲法的な伝統と、いまの代議制政府に対するわれわれの信頼度を考えたとき、われわれは集合的に、ここで描いたような変化に対応していけるだろうか。

わたしの強い印象では、対応できないと思う。われわれは歴史的に、急いで価値観についての根本的な選択をしなければならないのだけれど、でもそういう選択を任せられるほど信用している政府機関は一つもない。法廷には

そういう選択はできない。司法文化として、われわれは対立する価値観から選ぶ役割を法廷に果たしてもらいたいと思っていないからだ。そしてそれは議会のやるべき仕事でもない。政治的な文化として、われわれはふつうの政府の産物に実に根深い不信を抱いているからだ。

変化は不可能ではない。未来にだって革命は残されていることを、わたしは疑っていない。オープンコード運動はまさにそうした革命の一つだ。でも、政府がこうした革命を脱線させるのは実に簡単なのではないか、とわたしは怖れるし、こうした革命家たちが成功するのを見過ごせば、あまりに政府として失うものが大きいのではないか、というのも恐ろしい。政府はすでに、この運動の中核的な倫理の一つを犯罪者扱いして、ハッカーということばの意味を、もとの意味とはかけ離れたものに変えてしまった。これはほんの始まりにすぎない、というのがわたしの主張だ。

別のやり方がある。ほかの国では別のやり方をしている。でも、いまのわれわれに、ほかのやり方があるとは、わたしにはとても思えない。これはもちろん、わたしの想像力の限界を単に告白しているにすぎない。自分がまわがっていると証明されればうれしい。統治の可能性について、われわれの手足をしばっている考え方からどうやって逃れるか。ちょうど旧共産共和国の市民たちが学んでいるように。われわれが学び直すのを眺められれば、ほんとうにうれしい。

次の章では、サイバー空間に関する四つのお話から始める。それは本書の残りの部分を導く四つの主題を定めるものだ。これらの主題は、ここでなにが変わったかを記述している。統治に関する絶望が同じでも、少なくとも変わったことはあるのだ。

第二章 サイバー空間からのパズル四つ

多くの人は、法律を理解するには、いろんな規則のかたまりを理解しなきゃいけないと思っている。これはまちがいだ。スタンリー・フィッシュが教えてくれたとおり、⁽¹⁾法律を理解するには、お話を使うのがいちばんいい。そのお話が教えてくれることを、あとで規則のかたまりにまとめるわけだ。

というわけで、わたしもまずお話からはじめよう。それぞれ（全部で四つ）が本書に何度もあらわれる主題をとらえている。それぞれが、方向性を与えると同時に、まごつかせることを意図している。つまり、サイバー空間が実空間と似ている部分と似ていない部分を示すようになっていく。章の終りで、それぞれの主題をきれいに説明して、地図を提供しよう。でもとりあえずは、お話に集中してほしい。

境界線

マーサ・ジョーンズとご近所の口論は、ごくありきたりの紛争だった。⁽²⁾ご近所というものが生まれて以来、ずっと存在していたような紛争。それにこの紛争は、怒りから生じたものじゃなかった。誤解から生じたものだった。この世界では、この手の誤解はくさるほどある。マーサは、自分がここにとどまるべきかを考えた。ほかにも行ける場所はある。ここを離れれば、ここで築いたものを放棄することになるけれど、この手の苛立ちがだんだん勘に

障るようになってきたのだ。そろそろ、あたしも心機一転したほうがいいのかも、とマーサは思案した。

口論は、境界線がらみのものだった。彼女の土地はどこまでか、ということ。それはごく簡単な話に思えたし、そんなことはこの地の権力当局が、何年も前にとくに解決してあると思うだろう。でも、なににはともあれ、ご近所のダンクと彼女は、いまだにこうして境界線をめぐってけんかをしているわけだ。というよりむしろ、そのけんかは境界線のあいまいな部分についてのものだった。マーサのもので、ほかの人の土地にこぼれてしまったものについての紛争。これはけんかだったし、それはすべてマーサの行動に結びついていてた。

マーサは花を栽培していた。それもただの花ではなく、ちょっと変わった力を持つ花だった。美しい花で、香りもめくるめくようだ。でも美しくても、それは有毒だった。これこそがマーサの風変わりなアイデアだったのだ。すばらしく美しいけれど、さわつたらその人が死んでしまうような花をつくること。風変わりなのはまちがいないし、マーサが風変わりだということは、だれも否定しない。彼女は風変わりだったし、このご近所も風変わりだった。でも、悲しいことに、この手の紛争は風変わりでもなんでもない。

口論の発端は、まあすぐに予想がつく。マーサのご近所ダンクは犬を飼っていた。ダンクの犬は死んだ。そしてもちろんその犬が死んだのは、マーサの花の花びらを食べたからだ。美しい花弁で、それがいまや死んだ犬。ダンクはダンクなりに、この花について言いたいことがあったし、このご近所に対して言いたいこともあって、そしてそれを発言した。いささか過剰な怒りをこめてとすべきか、あるいはこの状況にふさわしい怒りをこめてとすべきか。

「なんだって致死性の花なんか育てなきゃいけないんだよ」とダンクは柵ごしに怒鳴る。マーサは怒鳴り返した。「犬が一匹や二匹死んだからって、なんだってそんなに怒るのよ。犬なんかすぐに取り替えればいい。それにそも

そも、死ぬときに苦しむ犬なんか飼わなければいいじゃないの。苦しめない犬を飼いなさいよ。そしたらあたしの花びらも害にはならないでしょうに」

わたしがこの口論に出くわしたのは、このあたりだった。わたしはこの空間で人がうろつくような形で、たまたま近くを通りがかったところだった（歩いていたのではなく、テレポーテーションしていた、と表現したがる人もいるけれど、内輪用語で話をややこしくすることもないだろう。単に通りがかった、ということにしておく）。この二人のご近所同士が、ますます相手への怒りをつのらせていくのが見えた。この紛争のタネになっている花のことは耳にしていた。一部の花びらが毒を持っているという話も。わたしには、簡単に解決できそうな問題だと思えたけれど、こういう問題がどうして生まれるかを理解していないと、たぶんとても簡単には思えないだろう。ダンクとマーサが怒っているのは、ある意味で二人とも手詰まりだったからだ。二人とも、このご近所で生活を築いていたし、そこに何時間もつきこんでいたし、その制限も理解するようにになっていた。よくある話ではある。われわれみんな、制限のある場所に生活を築き上げる。われわれみんな、ときどきがっかりさせられる。ダンクとマーサだって、どこがちがうというのか？

そのちがいの一つは、二人の口論が生じている空間というか文脈の性格だった。これは「実空間」ではなく、一種のバーチャル空間だった。「アヴァター空間」というやつで、このアヴァター空間は、われわれが実空間と呼んでいるものとはかなりちがう。⁽³⁾

実空間は、あなたがたつたいまいる場所だ。自分のオフィスか、家か、あるいはプールサイドか。そこは、人工の法と、人工でない法の両方に定義づけられた世界だ。企業にとっての「有限責任」は、人工の法律だ。それは、企業の経営者たちは（ふつうは）その会社の罪に対して、個人的には責任をとらされない、ということの意味する。

人間の有限寿命は、人工の法律ではない。われわれみんな、いずれ死ぬ。実空間では、われわれの生活はこの両方の法のもとにある。ただし原理的には、片方は変えられるのだけれど。

でも、実空間にだつてそれ以外の法はある。あなたはこの本を買った（と信じてますよ）か、あるいは買った人物から借りた。もしこれを盗んだのなら、つかまろうとつかまるまいと、あなたは泥棒だ。社会規範はわれわれのことを規定する。われわれのことは、あなたを泥棒だと定義づけるし、それは単にあなたがなにかをとったかではない。なにかをとつても、泥棒と判断されない方法はいっぱいある。もしあなたが友だちと歩いていて、風にふぎとばされているお金の山にでくわしたとしよう。そこからいくらかとつたつて、泥棒にはならない。それどころか、いくらかとらないとまぬけ扱いされるかもしれない。でも、この本を本屋さんから盗んだら（ほかの人のために何冊も売れ残っていたとしても）あなたは泥棒だ。社会規範がそう言うからで、われわれはそういう規範のもとに生活しているからだ。

こういう規範の一部は、社会全体としては変えることができる。個人で変えることはできないけれど。わたしは自分の徴兵招集書を燃やす道を選ぶことはできるけれど、そうすることで自分が英雄扱いされるか、売国奴扱いされるかは選べない。お食事への招待を断わることはできるけれど、それで無礼だと思われるかどうかは選べない。実生活で、わたしには選択の余地がいろいろあるけれど、そうした法がもたらす帰結を逃れるという選択肢はない。こういう法の制約はあまりにおなじみなので、ほとんど感じられないとすらいえる。

アヴァター空間はちがう。そこはなによりもバーチャル空間だ。マンガやテレビ画面と同じ。でもマンガとちがつて、アヴァター空間は画面の登場人物を自分でリアルタイムでコントロールできる。この実空間では禁じられるような世界を、人はこのアヴァター空間でつくる。子供の頃、あなたはロードランナーとワイル・E・コヨーテ

の世界を支配する物理法則（暴力的ながらも優しい）を学んで育った。あなたの子供たちは、ロードランナーとワイルド・E・コヨーテの世界を作って育つ（その世界は暴力的で、でもあまり優しくもないかもしれない）。かれらは空間を定義して、そのストーリーを生きる。かれらの選択しだいで、その空間の法は本物になる。

これは、アヴァター空間が非現実だということじゃない。アヴァター空間には本物の生活があるし、それは人々がどうつきあうかによって構築されている。この空間は、人々がつきあう場所だ。まちがいなく人々が実空間でつきあうのと同様に、ではあるけれど、でも大事なちがいがいくつもある。アヴァター空間では、つきあいは仮想メディアの中に限られる。一九九〇年代用語でいえば、このつきあいはサイバー空間でのものだ。人々はこの仮想空間に「没入^{ジャックイン}」する。そこでいろいろなことをする。なにをするかは、人によってまったくちがう。一部の人は、単に集まってダべるだけ…バーチャルルームにあらわれて（それぞれ自分の選んだ外見で、選んだ性質と、自分で書いた経歴を持って）、お互いにメッセージをタイプしあう。あるいはうろついて（またもやかなりあいまいな表現ではあるけれど）、ほかの人に話しかける。わたしの友人リックは、ネコになってこれをやる。それも雄ネコだ、とかれは主張。雄ネコになって、リックはこの空間をうろついて、興味をおぼえた人にはだれにでも話しかける。かれはネコ好きな連中を追い払いたいと思っている。そして残りは、あとで罰してやるのだとか。

ほかの人は、アヴァター空間でダべる以上にいろいろやる。たとえば、開墾する人もいる。その世界と法にもよるけれど、市民は未開拓の土地を与えられ、そこを開発している間はそれを所有できる。人はこうした敷地に生活を築こうと、すさまじい時間を注ぎ込む（まったくこうした人々があきれほどに時間を無駄にしていると思いませんか？ わたしやあなたは、週に最大七〇時間も働いて、自分のものでもない企業につくし、自分が楽しめるかもわからない未来を築いているというのに、こういう連中は仮想のものとはいえ、生活を設計してそれを築き上げ

て人生を作り上げているわけだ。とんでもないことですな。かれらは家を建てて　設計して建設する　そして家族や友だちをそこに引越させて、趣味を追求したりペットを飼ったりする。木や変な植物　マーサの花のような　を育ててほしい。

アヴァター空間はAMUDZやAMOOZ空間から生まれた⁽⁴⁾。MUDやMOOも同じく仮想世界なのだけれど、こちらは文字ベースの仮想世界だ。MUDやMOOの画面には、画像やマンガはない。ただの文字だけで、だれかがこう言ったとか、こういふことをしたとか報告してくる。この空間にもものを作って、それにいろんなことをさせられるけれど、でもそのふるまいは、必ず文章を通じて行われる（ふるまいはかなり単純だけれど、単純でもすぐ笑えることもある。ある年、わたしのサイバー法講義の一環だったMUDで、だれかがPosnerというキャラクターを作った。だれかがPosnerをつつく、それはこつこぶやく、「つつくのは非効率だよ」。別のキャラクターがEasterbrookだ。Easterbrookと同じ部屋で「フェア」といふこたばを使つた。Easterbrookはそのせりふを繰り返すけれど、「フェア」を「効率的」と言い換える。「それはフェアじゃないよ」と言つと「むしろ、それは効率的じゃないよ」といふことだね」と言われる。）

文章の好きな人や、文章を書く人にはこの文字ベースの現実の魅力を理解するのは簡単だった。でも文章の好きじゃない多くの人には、あまり理解しやすいとは言えなかった。でも、アヴァター空間にはそんな制限はない。これはサイバー空間小説の映画版だ。そこでものを作れば、それはあなたがいなくなつても残る。家を建てたら、通りを歩いている人はその家を目にする。人々を家に招くこともできるし、その人たちが家に入ると、かれらはあなたについてのものを見る。というか、あなたが自分の世界をどう構築したか見る。そのアヴァター空間が許すなら、あなたがどんなふうに現実世界の法を変えたかも見ることができ。たとえば実空間では、床がぬれていれば人は

すべる。でもあなたの作った空間では、そんな法は存在しないかもしれない。

ここで話はマーサとダンクに戻る。かれらのやりとり　　マーサが、苦しんで死ぬ犬を飼っていたとってダンクを責める部分　　は、この空間の驚異的なところをあらわにしている。マーサの発言（「死ぬときに苦しむ犬なんか飼わなければいいじゃないの。苦しめない犬を飼いなさいよ。そしたらあたしの花びらも害にはならないでしょうに」）を読んで、わけがわからんと思った人もいるだろう。「悪いのは有毒の花びらじゃなくて、苦しんで死ぬ犬のほうだなんて、ずいぶんおかしな考え方だ」と思ったかもしれない。でもこの空間では、ダンクは確かに自分の犬の死に方を選べた。「毒」が犬を「殺す」のは選べないにしても、死ぬときに犬が苦しむかどうかは選べた。さらに犬のコピーがつかれるかどうかも選べた。コピーがあれば、犬が死んでもそれを「生き返らせる」ことができる。アヴァター空間では、こういう可能性は神が与えるものじゃない。あるいは、それが神の定義するものなら、われわれがその神だ。アヴァター空間での可能性を決めるのはコード　　そのアヴァター空間をアヴァター空間たらしめているソフトウェア、またはアーキテクチャだ。「こういう時にはどうなる」というのは論理の表現だ。それは、コードに表現された関係を示している。実空間では、コードのほとんどをわれわれはつくらない。アヴァター空間では、われわれがほとんどのコードをつくる。

だからマーサが犬についてさっきの発言をしたとき、ダンクは、わたしから見れば当然の反応を返した。「あんなの花だって、自分の土地の外で有毒にならなくてもいいじゃないか。花びらに毒があるのは、あんな土地でだけにしてくれよ。それがあんな土地を離れたら　　たとえば風でこっちの土地にとばされるとか　　無害になるようにしておいてくれないかな」

これはいい思いつきだったけれど、役には立たなかった。マーサは、こういう有毒植物を売って生計をたててい

だからだ。ほかの人も、この死と結びついたアートという発想が気に入っていた。だから、マーサの敷地でだけ毒を持つ有毒植物をつくるのは、解決策にはならない。マーサがすごい変人たちを山ほど自分の土地に呼んできたいとも思っていない限り。

でもこのアイデアは別のアイデアを生んだ。ダンク曰く、「わかった。それなら、花はそれを買った人が持っているときにだけ有毒ってことにしたら？ 盗まれたり、吹き飛ばされたりしたときには、花びらの毒が消えるようにする。でも、植物の所有者が持っている限り、花びらの毒も残るようにする。そうすれば、ぼくたち二人の直面している問題をどっちも解決することにならない？」

見事なアイデアだった。これはダンクの役に立つだけじゃない。マーサの役にも立った。というのも、そこに存在するコードは、盗みも可能にしていた（人は仮想空間にもリアリティを求める。完全無欠な天国なら、いずれ死んでからたっぷり時間はあるから）。でもマーサがちょっとコードを変えて、盗みが植物の価値をなくすようになれば、その変更は彼女の植物が持つ利益を守ることもなるし、同時にダンクの犬も守る。この解決策は、ご近所の両方にとって利益となるものだ。経済学者たちが、パレート改善の動きと呼ぶものになっている。⁵⁾そして、それは実現性の点でもほかの解決法と遜色がない。要は、コードの変更だけだ。

ちよつと、ここでなにが言われているか考えてほしい。「盗み」というのは（最低でも）保有の移動を含む。でもアヴァター空間では「保有」というのは、その空間を定義するソフトが定義した関係にすぎない。その同じコードは、保有から生じる各種性質も定義しなくてはならない。たとえば、キーキを手元におくのと食べるのとを区別しなくてはダメだ。どっちの場合も、あなたはキーキを「保有」してはいるけれど、二番目の食べる場合だと、保有するものは時間を経つにつれて変化しなきゃならない。「一口」ごとに、保有するものは減る。

だったら、マーサとダンクの問題にも、同じ解決をすればいいじゃないか。所有というものを、有毒性を含む形で定義すればいいじゃないか。所有なき保有は、毒をなくすようにすればいい。マーサとダンクの紛争解決に、どちらかのふるまいを変えさせるのではなく、自然法則を変えてそもそも争いごとくなくしてしまえばいいじゃないか。

いまはこのあまり長くもない本の中で、まだほんの導入部だ。そしてこれからわたしが言うことを読んだら、あなたはそこで本をおいてしまって、短い本がさらに短くなるかもしれない（少なくともあなたにとっては）。この本は、全編がこの簡単なお話の提起する問題についてのものであり、またこの一見簡単な答えの簡単さについてのものだ。これはアヴァター空間についての本ではない。マーサとダンクについてのお話は、アヴァター空間が出てくる最初で最後の事例だ。でも、この本はサイバー空間についての本ではある。わたしの主張は、サイバー空間はまさにマーサとダンクが直面したような問題を提起する、ということだ。そして、かれらの解決策が提起する問題も。問題がプログラミングで解決するような世界に住むというのはどういうことか？ そしてその世界では、問題をプログラミングで解決すべきなのは、どんな場合だろうか。

この問題を法的におもしろい問題にしているのは、アヴァター空間ではない。まったく同じ問題がアヴァター空間の外でも発生するし、MUDやMOOの外でも発生する。こうした空間の問題は、サイバー空間一般の問題だし、われわれの生活がますますネットワークに接続されるにつれて、こうした問題はますます緊急性を増す。

でも、この業界ではわたしもそれなりに学習してきたから、こんな口論の例一つであなたが納得しないのはわかっている（過去五年間、ずっとこの話をしてきたので、なにが効かないくらいはせめてわかっているのだ）。も

しあなたが論点を理解できたなら、えらい。理解できなければ、示してしんぜまじょう。この二番目の読者たちに対するわたしの手口は、もっとまわりくどいものになってしまつう。かれらにとっての証拠は、一連のお話群という形になる。それが導入しつづまごつかせるようになっていゝ。繰り返すが、それがこの章の目的だ。混乱の中から、なにか役に立つものが生まれてくる。

ほかの場所をいくつか描いてみようか。そしてそこに住まう奇妙なこともを。

統治者たち

ある州 「ボラル州」、と呼んでおこつ はギャンブルがきらいだけれど、その市民の一部はギャンブルが好きだ。でも、エライのは州。みんな投票したんだし、法は決まっている。だからボラル州では、ギャンブルは違法だ。

そこへインターネットがやってくる。ネットが電話経由でアクセスできるようになると、ボラル市民の一部は、インターネットギャンブルこそが次の「キラーアプリケーション」だと判断。サーバをたちあげて、オンラインギャンブルへのアクセスを提供する。州は、この商売がお気に召さない。このビジネスマンと称する連中は、ただの非合法ギャンブラーだ！ サーバーを止めなさい、さもなきゃきみたち牢屋行きよ、と検察長官。

ギャンブラーたちは、ずるいけれどもバカではないので、ボラル州内のサーバの閉鎖には合意する。が、ギャンブル商売はやめない。かわりに「オフショアのハイブ」のサーバに間借りする。このオフショアのサーバは快調に動き、またもやネットギャンブルを提供する。そして前とまったく同じように、ボラルの人々もそれを使える。

というのも、ここに大事な点があるのだ…インターネット(少なくともいままでの)のアーキテクチャのもとでは実空間でサーバがどこにあると関係ないのだ。アクセスは地理条件に依存しない。あるいはギャンブル連中の賢さ加減にもよるけれど、本物のサーバをだれが所有して運営しているのか、ユーザはなにも知る必要なしにアクセスできる。ユーザのアクセスは、匿名化サイトを經由させることで、やがて実質的になにがどこへ行ったのか、まったくわからなくすることができる。

ボラル検査長官は、むずかしい問題に直面する。ギャンブラーたちを自分の州から追い出すには成功したけれど、ネット上のギャンブルを減らすのには成功していないわけだ。前は、処罰の対象となる連中がいた。でもいまやそれからは、まったく処罰を受けずにすんでしまう。この検査長官にとっての世界は一変した。オンラインに移行することで、ギャンブラーたちはふるまいがもはや規制可能でない世界に引越してしまった、という議論がされる。

規制可能性・規制しやすさ。そんなことばはないと言われるけれど、法律家はどうもそれを知らないらしい。「規制可能性・規制しやすさ」というのは単に、あるふるまいが規制され得るかどうか、という意味で使っている。このことばは相対的なもので、絶対的なものじゃない。ある場所で、ある時点でのある行動は、ほかの場所ではかの時点でのものよりも、規制しやすいかもれない。ボラルについてわたしが主張するのは、ネットのおかげでギャンブルは、ネット以前より規制しにくくなった、ということだ。

ジェイクのコミュニティ

もしアン・アーバー市のパーティーでジェイクに会ったことがあっても(ジェイクがアン・アーバー市でパーテ

イーなんかに出たかはさておき、だれもそれを思い出せないだろう。(6) そしてたまたま覚えていたとしても、ああ、よくいる物静かで貧相なミシガン大の学部生で、世界が、あるいは世界の人々におびえてる子だな、と思ったただけだろう。

ジェイクが作家だとは、だれも思わなかったはずだ。しかもかなり有名な短編作家だとは。有名だといっても、かれの周辺に限った話ではあるけれど。ジェイクは自分の短編の登場人物でもあつたけれど、小説の中のジェイクは「現実の」生活でのジェイクとはかなりちがっていた。とはいえ、それはかれの小説を読んだあとで、「現実の生活」と「現実でない生活」との境目にたいした意味があるとあなたが思っていればの話だ。

ジェイクは、暴力についての小説を書いた。セックスのことも書いたけれど、もっぱら暴力。それは憎悪に満ちたもので、特に女性に対する憎悪にまみれていた。

実空間で、ジェイクはかなり上手にこの性向を隠していた。かれは何百万人という男の子の一人だ。ぱつとせず、際だつたところもなく、人畜無害。でも実空間でどれほどあたりさわりがなくても、サイバー空間でのかれの有害さはますます有名になっていった。かれの小説はUSENETの、*alt.sex.stories*というグループに投稿されていた。

USENETはネット上のほとんどの空間の一部となっている。それ自身はネットワークじゃない。ただし、全国紙の求人欄がネットワークだという意味ではネットワークだけだ。それは一般公開されるためのメッセージをやりとりするプロトコルだ。ネットニュース転送プロトコル(NNTP)というルールのかたまり。このメッセージは「ニュースグループ」というものに分類され、そのニュースグループは、話題別に分類される。ほとんどの話題はかなり技術的な細かいものだ。多くは趣味関連。セックス関連のものもいくつかある。セックスニュースグループのメッセージの中には、添付ファイルがついていて画像に変換できたりするものもある。でも一部は、ジェ

イクのもののように、ただの小説だ。

ニューズグループは何千とあって、それぞれ何百ものメッセージを抱えている。USENETサーバへのアクセスを持った人ならだれでも、そのメッセージにアクセスできる（少なくとも、その管理者が読ませていいと思ったものには）。そしてアクセスできる人はだれでも自分でメッセージを投稿できるし、すでに投稿されたものに返事を書くこともできる。みんなが質問やコメントを投稿するような、公開掲示板を考えてほしい。だれでも掲示板を読んで、自分なりの意見を追加できる。今度は、その掲示板が一万五千ほどあるのを想像してほしい。そのそれぞれに、何百ものスレッド（議論の糸で、それぞれが次のものと結ばれている）があるところを想像してほしい。それが、どの場所だろうと、USENETだ。さて、このそれぞれ何百ものスレッドを持つ掲示板一万五千個が、世界中の何百万ものコンピュータ上にあると想像してほしい。一つのグループにメッセージを投稿すると、それはあらゆる場所のそのグループ掲示板に掲示される。それが、世界にとつてのUSENETだ。

さっきも言ったように、ジェイクが投稿したのは `alt.sex.stories` というグループだ。このグループ名の `alt` は、このグループが属している階層を示す。上位階層には七グループがあったのだけれど、この最初の七つに対する応の結果としてつくられたのが `alt.sex.stories` だ。もとの七グループに新しくグループを追加するには、そのグループの参加者の間で、正式な投票プロセスが必要となるけれど、`alt` に追加されるグループは、単にシステム管理者がそのグループをサーバ上に持つ気があれば作ってしまう。通常、管理者はそのグループの人気が高ければサーバ上にそれを置く。

こういう要求があってはじめて置かれるグループの中で、`alt.sex.stories` はなかなか人気が高い。どんな執筆空間でもそうだけれど、その小説がその空間の基準からして「よい」ものなら、つまりその空間のユーザが求めるも

のなら　それを追いかける人も出て、著者は有名になる。USENETにはゴミクスがいくらかも吐き出されるけれど、価値あるものを書くことで知られる著者なら、その人のゴミクスはふるいわけられる。

ジェイクの作品は、この意味で価値があった。かれの小説は、女性の誘拐や拷問、強姦に殺害を描いていて、この手の小説として最高に生々しく吐き気を催す代物だった　だからこそジェイクは、似たような性向の連中の間で実に有名だった。かれはこの連中のサブライヤであり、絶え間ない、安定したクスリのようなものだった。この人々は、無実の女性が陵辱される描写を必要としていた。ジェイクはそれを無料で提供した。

ある晩、モスクワで一六歳の女の子がジェイクの小説を読んだ。そしてそれを父親に見せた。その父親はそれを、ミシガン大学の卒業生リチャード・デュヴァルに見せた。デュヴァルは小説にショックを受けて、そしてその著者のアカウントに「umich.edu」とぶら下がっていることに腹をたてた。かれは母校に電話して文句を言った。学校側はこの苦情を深刻に受け止めた。⁽⁸⁾

大学は警察に連絡。警察はジェイクに接触して、手錠と独房を与えた。医者が山ほどベイカーを診察。中には、かれが社会への脅威だと結論する人もいた。政府はそれに合意した。特に、かれのコンピュータを押収してみると、そこにジェイクとカナダのファンとのやりとりがあつて、サイバー空間で発表された小説の一つを実空間で実行する計画が書かれていたとあつてはなおさら。少なくとも、電子メールにはそんな計画が書いてあつた。だれも二人が本気でなにを考えていたかははっきりわからない。ジェイクはすべて、ただの作り話だと主張したし、確かにそのことばの描きだしたものが、ただのフィクションじゃないということを示す証拠はなかった。

ジェイクは、脅迫を送信したとして連邦裁判にかけられた。ジェイクは、かれの小説はただのことばで、言論の自由を定めたアメリカ合州国の修正第一条項に守られていると主張。一ヶ月半経ってから裁判所はジェイクに同意

して、国は提訴を取り下げた。⁽⁹⁾

ジェイク・ベイカーのことは憲法で保護されるべきかどうかは、ここではどうでもいい。⁽¹⁰⁾ わたしが関心あるのは、ジェイク・ベイカー自身だ。実空間社会では、どう見ても人畜無害な存在へと規範化されつつも、サイバー空間に解き放たればこの暴力の著者となる人物。ジェイクが勇敢だという人もいたけれど、かれは実空間では「勇敢」ではなかった。教室で自分の憎悪を表現することもなく、友だちや学校の新聞でそれを表現することもなかった。こつそりサイバー空間に引きこもり、そしてそこでだけ、かれの逸脱ぶりが花開く。それができたのは、かれ自身のなにかのおかげでもあり、サイバー空間のなにかのおかげでもある。

ジェイクは実質的に、作者と出版社を一つにした存在だった。かれは小説を書き、書き上げるとすぐにそれを刊行した。ものの数日で、世界中の三千万台かそこらのコンピュータに。かれの潜在読者は、ベストセラー小説上位一五冊をまとめて二倍にした以上の数で、かれはその小説から一銭も得てはいなかったけれど、でも需要はきわめて高かった。ジェイクは自分の墮落ぶりを、この手のものをなかなか手に入れられないような大衆の大静脈に見事に注射してやる方法を見つけたわけだ（あのエログロ雑誌「ハスラー」ですらこんなものは出版しない）。

もちろん、ジェイクが刊行する方法はほかにもある。作品を「ハスラー」誌か、それ以下の雑誌に提供することもできただろう。でも、この世でネットに匹敵するだけの読者を与えてくれる雑誌などない。ジェイクの読者層は潜在的には数百万で、国や大陸をこえ、文化や趣味をまたがっていた。

これほどの到達力は、ネットワークの持つ力によって可能になった。どのだれでも、あらゆる場所のみんなに向けて刊行できる。ネットワークは、フィルタリングも、編集も、責任もなしの刊行を可能にした。みんな好きなものを書いて、署名しようとしまいと、世界中のマシンに投稿して、ものの数時間のうちにそのことはいたると

ころに出回る。ネットワークは、実空間での言論のいちばん大事な制約条件を取り除いた。その制約とは、出版社と作者との分離だ。実空間でも、虚栄心を満足させるための出版というものはあるけれど、それを広い読者に届けられるのは金持ちだけ。残りのわれわれは、実空間では出版社が与えたいと思っただものにはアクセスできない。

でもこのジェイクのお話でいちばん大事な特徴というのは、サイバー空間が実空間の制約からかれが逃れる手伝いをした、ということだ。サイバー空間はもちろん、場所じゃない。そこにいても、どこかへ行くわけではない。でもジェイクが文章を書くときに生きていた世界は、かれが暮らしていたこの空間とはかなりちがっていたというのも、まったくの事実。そこでのかれは、実人生の制約から逃れていた。大学コミュニティの一員としてかれをきっちり形成した規範や理解から自由だった。大学コミュニティで、かれは居心地が悪かったのかも知れない。最高に幸せというわけでもなかっただろう。でも、ミシガン大学の世界は、かれを精神異常犯罪者の人生からうまく遠ざけていた。ネットへのアクセスを与えるまでは、ネット上のかれは、別人だった。

かぎまわるワーム

「ワーム」というのはちょっとしたコンピュータのコードで、ネットに吐き出されて不用心なコンピュータのシステムに入り込む。「ウィルス」とはちがう。他のプログラムにくっついてその操作を邪魔したりはしないから。ただのよけいなコードで、コードを書いた人物の指示通りのことをする。そのコードは単にだれかのマシン上にいるだけで、無害なこともある。あるいは作者の命令にしたがってファイルを壊したり、その他の悪さをする有害なものもある。

よいこと（少なくとも一部の人のとっては）をしよう設計されたワームを想像してほしい。そのコードを書いたのはFBIで、FBIは国家安全保障会議（NSA）所属の文書を探していると思つて欲しい。その文書は機密扱いで、きちんとした閲覧許可がなければ保有するのが違法だったとする。で、そのワームはネット上に繁殖して、入り込めるあらゆるハードディスクに入り込む。ハードディスクに入ったら、ディスク全部に検索をかける。そして問題のNSA文書を見つけたら、見つけたよとFBIにメッセージを送る。見つからなければ、自分自身を消去する。そして最後に、このワームは以上すべてを、マシンの操作をまったく「妨害」⁽¹¹⁾することなく実行できるとする。だれもそれがそこにいたとはわからない。NSA文書がそのハードディスク上にあつたということ以外、なにもメッセージは送らない。⁽¹²⁾

このワームは、憲法違反だろうか？ これは一見答えるのが簡単そうだけれど、実はむずかしい問題だ。ワームは、政府の命令で、市民のハードディスクを探索している。そのディスクが政府の探している文書を持っているという、正当な容疑はない（法律ではふつつ、探索には正当な容疑が必要だ）。それどころか、これは政府による私的空間の、容疑なしの汎用搜索にあたる。

憲法の立場からすると 特に憲法修正第四条 これは最悪だ。修正第四条はまさに、この手の濫用を背景としてそれに対抗すべく書かれたものだから。ジョージ二世とジョージ三世は、係官に「汎用搜索令状」を与えて、犯罪の証拠を探して私的家庭を搜索させる権限を与えた。⁽¹³⁾ 係官があなたの家をガサ入れするのに、なんの容疑も必要ない。でも係官には令状があるから、不法侵入でその係官を訴えることもできない。修正条項のねらいは、少なくとも容疑がないとだめだよ、と定めることで、搜索されるといふ重荷を負わされる人々がそこそに限られるようにすることだった。⁽¹⁴⁾

でも、このワームは王さまの汎用令状と本当に同じだろうか。ここには一つ重要なちがいがある。われわれの憲法の枠組みを決めた人々が心配していたような、汎用捜査の被害者とはちがって、コンピュータの利用者は自分のディスクがワームの捜索にあっているということは、まったくわからない。汎用捜索だと、警察は家に押し入って私物をあさりまわす。ワームだと、入り込むのはちょっとしたコンピュータのコードで、(わたしの想定だと)それに見えるのは一つのものだけだ。このコードは私信は読めない。ドアを蹴破ったりしない。ふつうの生活の邪魔になつたりもしない。罪なき者は、なにもおそれることはない。

このワームは、ジョージ国王の部隊とはちがっておとなしい。完璧かつ目に見えないかたちで捜索をして、罪ある者しか見つけられない。罪なき者の邪魔はしない。法の保護の外にあるものをつかまえるだけ。

このちがいが、憲法問題をややこしくしてくれる。ワームのふるまいは、容疑なしで捜索するという意味では汎用捜索に似ているけれど、ふつうの生活はまったく邪魔しないし、見つけるのは非法品だけ、という意味では汎用捜索の代表例とはちがっている。この意味で、ワームは麻薬犬ががきまわると同じだ。これは、少なくとも空港では明らかな容疑がなくても憲法上で容認されている⁽¹⁵⁾。いや、それよりも優れている。犬にかがれるのとはちがって、ワームは捜索が行われていることすらコンピュータのユーザに報せない(だからユーザは不安に苦しむこともない)。

だったらこのワームは、合憲だろうか。これは修正第四条がなにを守るかというあなたの考え次第だろう。一つの見方としては、修正第四条は、容疑なしに政府が侵入してくるのを防ぐ。その侵入が、邪魔だろうとそうでなからうと関係ない。二番目の見方としては、修正第四条は負担になる侵入から市民を守るもので、罪状が明らかになるという十分な容疑のある者だけにその負担がかかるようにしている、というもの。憲法の枠組みを決めた人々は、

この保護のあり方の大きな違いを区別しない。かわりに、選ばなくてはならないのは、われわれだ。

この例をもう一步先に進めてみよう。このワームは、出くわすマシンをかたっぱしから搜索するのではなく、法的な権限を与えられたマシンにだけ入れるとしよう。たとえば、令状がないとマシンに入れなとしよう。これで、容疑なしの搜索という部分から消えた。でも、二番目の部分があるとする。法的権限さえ与えられれば、このワームがマシンに入れるようにネットワークを作るべし、と政府が決めたとしよう。これだとなにか憲法上の問題はあるだろうか。この問題については、第一章ですつと詳しくみるけれど、ここではそのポイントだけおさえてほしい。どつちの場合でも、われわれは政府がとても効率よく情報を集められるようにする方式を描いている。つまり、政府にとつても無実のものにとつても、どつちも非常に安上がりだ。この効率のよさはテクノロジが可能にしたもので、これまでならあまりに負担が大きく、あまりに侵犯性の強かつた搜索もできるようにしてくれる。どつちの場合にも、煮詰めれば問題はこうなる…負担なしで搜索する能力が高まつたら、政府の搜索能力も高まるんだらうか。あるいはもつと暗い表現をすると、ジエイムズ・ボイルが言うように「自由というのは使える搜索監視手段の効率性に反比例するのだからか？ もしそうなら、いろいろ怖れなければならぬことが出てくる」⁽¹⁶⁾

この質問はもちろん、政府に限つた話ではない。現代生活を定義づける特徴の一つは、データ収集と処理をすさまじく効率よくしてくれる技術の台頭だ。われわれがやることのほとんど といふことは、われわれの存在ほとんど は、家の外で記録されている。電話をかければ、だれに、いつかけて、どのくらいの時間しゃべり、何度くらいそつう電話をかけたかデータが記録される。⁽¹⁷⁾ クレジットカードを使うと、いつ、どこで、だれから購入をしたかデータが記録される。飛行機に乗れば、旅行行程は記録されて、たぶんこの本が印刷所にまわる頃には政府のプロファイリングにかけられ、あなたがテロリストの可能性があるかどうか、チェックされているだらう。⁽¹⁸⁾ もち

ろん、ハリウッドのイメージ　だれかが端末の前にすわって、別の人の生活を追跡する世界　はまちがつて
いる。でも、大まちがいというわけではない。システムは確かに、一個人をずっと追いかけてたりできるわけではない。でもある機関が、システムの集めてくるデータを全部ソートして、犯罪を犯していそうな個人を割り出す、というふうなのは想像に難くない。邪魔は最小限で、見返りは大きい。

つまり民間の監視も公共による監視も、同じ明白な特徴を持っている。監視も搜索も、搜索される個人への負担を増やすことなく増加させられる。この変化についてどう考えるべきだろうか。憲法の枠組みを創った人々が与えてくれた保護は、どのように適用されるべきだろうか。

主題

四つのお話、四つのテーマ、それぞれが今後のすべてにおいて中心となるサイバー空間のある特徴へと続く窓と
なっている。本書の残りでのわたしのねらいは、この四つの主題が提起する問題を検討することだ。そこで、この
章を終えるにあたって、四つのテーマの地図を、本書に登場する順番で並べていこう。その順番から言つと、最初
にくるのは二番目のお話だ。

規制可能性・規制のしやすさ

規制可能性というのは、政府がその適正な範囲内でふるまいを規制する能力のことを意味する。インターネット

の文脈でいうと、これは政府がその市民（そしておそらくそれ以外の人々）のネット上でふるまいを規制する力、ということだ。わたしの二番目のお話はボラル州のキャンブルのお話だったが、あれはだから規制可能性、あるいはもっと厳密には、サイバー空間がもたらす規制しやすさの変化についてのものだ。インターネット以前には、ボラルの検察長官が管轄区域内でキャンブルをコントロールするのはそこそこ簡単だった。インターネット以後は、サーバがボラルの外に引越してしまつと、規制はずつとむずかしくなつた。規制当局にとって、このお話はサイバー空間が一般にもたらす問題をとらえている。サイバー空間のアーキテクチャはふるまいの規制をむずかしくする。ふるまいをコントロールしたいと思う相手は、どこにいるかわかりやしなからだ（つまり管轄区域の外にいるかもしれない）。そのだれかが何者で、どこにいて、そいつに法が適用できるか。政府が自分の思い通りにしたいなら、こういう質問すべてに答える必要がある。でも、サイバー空間のアーキテクチャによって、こういう質問に答えるのは、不可能に近いくらいむずかしい。少なくとも現状では。

第一部の残りは、この規制可能性の問題を扱う。「規制不可能性」が必要か、というのがわたしの問いかけだ。もっと規制しやすいサイバー空間というのは考えられるのか？そしてわれわれが知るようになってきたサイバー空間というのは、そういうものだろうか。

コードによる規制

アヴァター空間についてのお話は、規制可能性についての質問に答えるヒントでもある。もしアヴァター空間で自然法則を変えられるのなら、これまで不可能だったことを可能にしたり、それまで可能だったことを不可能に

したりできるなら サイバー空間の規制しやすさだって、変えられないはずがない。もっとふるまいのコントロールしやすいサイバー空間だって、もちろん考えられるはずだ。というのも、大事な点だけけど、これぞまさにアヴァター空間そのものだからだ。アヴァター空間は「規制されている」。その規制は特殊なものではあるけれど。アヴァター空間では、規制はコードを通じて行われる。アヴァター空間のルールは制裁により強制されるわけではなく、国が強制するのではなく、それぞれの場所のアーキテクチャ自体が規制を行っている。法は、法令を通じてではなく、その空間を仕切るコードを通じて定義される。

これが本書の二番目のテーマだ。サイバー空間にはふるまいの規制は存在するけれど、その規制はおもにコードを通じて適用されている。サイバー空間の中のいろいろな場所を区別するのは、おあざっぱなコードに反映された規制のちがいなのだ。一部の場所では、生活はそこそこ自由で、ほかの場所ではコントロールされていて、そのちがいは単にコントロールのアーキテクチャのちがいでしかない。つまりコードのちがいだ。

この最初の主題二つを組み合わせると、本書の中核となる主張にやってくる。最初の主題が描いた規制可能性・規制しやすさは、二番目の主題が描いたコードに依存している。サイバー空間のアーキテクチャにも、規制しやすいもの、しにくいものがある。あるアーキテクチャはほかのものよりもコントロールしやすい。だからサイバー空間の一部 あるいはサイバー空間一般 が規制できるかどうかは、そのコードの性質にかかっている。そのアーキテクチャが、ふるまいをコントロールできるかどうかを左右する。ミッチ・ケイパーにしたがえば、インターネットのアーキテクチャこそがその政治なのだ。¹⁹⁾

そしてここから、大事な論点が出てくる。もしあるアーキテクチャがほかよりコントロールしやすいなら、もしあるアーキテクチャが、ほかより政府にコントロール能力をたくさん与えるなら、そして政府が規制可能

性をねらいにしているなら、政府はそういうアーキテクチャのほうを他よりも好むようになるはずだ。

政府権力のことを心配する人々にとつて、この事実は脅威となる。政府権力をどうにかしようとする人々にとつて、これは現実だ。一部の設計は、ほかの設計よりも政府の力を増やす。設計によって、政府がどんな力を増すかはちがう。どれかの設計が、ほかをおさえて選択されなくてはならない。

ここでオープンソース・ソフトの問題が大事になってくる。政府の規制能力を増強・低下させる各種設計において、オープンコードが大事な位置を占めるようになる。あとでもっと詳しく説明するけれど、オープンコードは政府のトップダウンの権力にチェックをかけるとともに、ボトムアップのコントロールにとって、きわめて有効なスコープを可能にしてくれる。

二番目の主題を言い直そう……コードは規制者であり、政府はよりよく規制をするコードに、大きな関心を持っているのだ。

競合する独立主権

でも規制といつても、だれによる規制？ ボラルはただの州一つだ。その問題は、お隣の州の問題ではない。そしてわれわれがボラルで生活するときのルール、あるいはどれかのアヴァター空間で生活するときのルールは、別に一般的な生活でのルールでなくてもかまわないわけだ。

これは、ジェイク・ベイカーがいちばん重要な形で提起した問題だ。かれのお話は、競合する権威の問題を提起している。ジェイクはミシガン州のアン・アーバー市に住んでいた。そこでのかれの生活は、アン・アーバー市の

規範のもとにあり、かれは明らかにそこでの規範に、そこそこまともに対応していた。その空間の権威がジェイクを統治していて、そしてみんなの知る限り、それだけがかれを統治しているように見えた。

でもサイバー空間では、ジェイクの規範は変わった。ジェイクがサイバー空間に出かけると、そのふるまいが変わった。かれはアン・アーバー市でのかれを統治していた規範とはちがう規範群に支配されていた。問題は、かれがサイバー空間に出かけたときに、実際にはアン・アーバー市を離れていない、ということだ。サイバー空間に「出かける」のは、実空間でどこかに「出かける」のとは働きがちがう。実空間でどこかに「行く」とき、あなたはここを立ち去る。サイバー空間に「行く」とき、人はどこにも行かない。人はサイバー空間だけにいることはないし、単にそこだけに行くこともない。いつも実空間とサイバー空間の両方に同時にいることになる。

そしてジェイクの場合もそうだった。ミシガン大学の寮にすわり、かれは自分自身をレポートさせて、これは単に規範的の意味がある形だが、寮の外を支配している市民らしさやまっとうさの規範が適用されない別世界に飛んでいったのだ。サイバー空間はジェイクに、アン・アーバーの規範を逃れて別の場所の規範にしたがって生きるチャンスを与えてくれた。ジェイクにとって競合する現実をつくりだし、コンピュータのオンオフだけで、競合する権威を選ぶチャンスを与えたわけだ。

「ここで、わたしが言いたいのは別に似たような可能性が実空間には存在しない、なんてことではない。だって、明らかに存在するから。ニュージャージー州ハッケンサック（郊外的な価値観を持った郊外町）に住んでいて、毎晩口ウアーマンハットンに出かけて数時間ほどロウアーマンハットンの「ルール」にしたがって暮らすジェイクは、まちがいなくいるだろう。そのルールはハッケンサックのルールではない。その生活はちがっている。アン・アーバーのジェイクと同じく、ハッケンサックのジェイクも競合する権威のもとで暮らしている。でも、この

二人のジエイクの生活では、程度の差があつて、その程度の差が熟せば種類もちがってくる。アン・アーバーのジエイクがアン・アーバーにもたらず問題は、ハッケンサククのジエイクがハッケンサククにもたらず問題よりも深刻だ。ちがいがもつと大きいので、その影響もずつと広いことになる。

また、こうしたジエイクたちが引越すかもしれない競合する規範を持つコミュニティについて、あまり狭く考えてもいけない。ここが持つ魅力には、肯定的な面も否定的な面も両方ある。アイオワ州のゲイのティーンエイジャーが、AOLの⁽²⁰⁾ゲイ用チャットルームを通じてアイオワの規範を逃れられるのは逃避だ。子供を食い物にする人物が、一般社会の規範を逃れて子供をオンラインセックスに誘い出すのも逃避⁽²¹⁾。どちらの逃避も、われわれの知るサイバー空間のアーキテクチャが可能にするものだ。

この二つの逃避のちがいは、その根っこにある規範についてのわれわれの見方だ。わたしは、最初の逃避は解放的で、二番目は犯罪的だと呼ぶ。どちらの逃避も犯罪的だという人もいるし、どちらも解放的だと呼ぶ人もいる。問題はそういうレッテル貼りではなく、両方の種類の空間に同時にいられるような世界を生きることの帰結をどう考えるかだ。どちらの独立主権が統治すべきなんだろうか。

隠されたあいまいさ

ワームは、これまた別の話をしてくれる。搜索のためのテクノロジーながら、ワームはふつうの場合の搜索とはちがった働きをする。ふつうの標準事例では、搜索にはコストが伴う。搜索の重荷、それが生み出すかもしれない不安、そしてそれによる暴露で、ふつうは手の届かない侵犯が行われるかもしれない⁽²²⁾。ワームはこういうコストを

なくす。重荷もないし、搜索は（ほとんど）わからないし、搜索技術によって、非法なものしか発見されないようになっていく。これはふつうの搜索のコストなしの搜索で、憲法のもとでそういう搜索がどのように理解されるべきかという問題を提起する。

憲法の保護についての公平な見方には、二種類の方向性があり得る。ワームの侵入は、憲法修正四条が守ろうとした尊厳に相反するという見方してもいいし、あるいはワームの侵入は妨害性がないので十分合理的だという見方もできる。答えはどちらでもいい、ということとは、このワームがもたらす変化は、もとの憲法の価値観に隠されていたあいまいさを暴露した、ということだ。

どちらの答えも可能なので、どちらかを選ばなきゃいけない。ワームの話があり得ないと思うかもしれないし、そんなただのSF、と思うかもしれない。でも本書の終わりまでに、われわれの憲法判断の過去において、これと似たあいまいさが問題となった例がいくらかもあるということを納得させてあげよう。その多くでは、憲法はそれがどう適用されるべきかについてなんの答えも出してくれない。なぜなら、最低でも二種類の答えが可能だから。これはつまり、憲法の枠組みを作った人々が実際に行った選択だけに照らした場合、ということだ。

アメリカ人にとって、このあいまいさは問題となる。もしこれが、文脈的にいちばん筋の通った選択をする力が自分にあると裁判所が考えている時代なら、問題はまったくくない。隠されたあいまいさは、裁判官の選択によって答えが出る。憲法の枠組みを創った人々なら、どっちに行くこともできたけれど、われわれはこっちに行くことにしたのだ、と言って。

でも、いまのわれわれはそんな時代には生きていないので、法廷がこういうあいまいさを解決してくれる道はない。結果として、別の機関に頼るしかない。わたしの主張、それも暗い主張は、アメリカにそんな機関はない、と

いうものだ。われわれのやり方が変わらなければ、サイバー空間におけるわれわれの機構は、ますますお寒いものとなるだろう。

サイバー空間は、こつしたあいまいさを何度も何度も提起してくる。どう進むのがいちばんいいかという問題を突きつけてくるだろう。実空間からのツールを使えば、それがあつちだこつちだと示して解釈上の問題解決の手助けになることはあるだろう。それがたまのことにせよ。でも最終的には、そうしたツールの導きは、実空間や実時間の場合よりもつと役に立たなくなる。そういうものの導きとわれわれのやることとのギャップが明らかになってきたら、われわれはとても苦手なことをやるしかなくなる。それは自分がなにを求めている、なにが正しいのかを決める、ということだ。

わたしのねらいは、別に選択を嘆くことじゃない。その選択の性質と影響を明確にして、さらにこの技術的変換が創り出すと期待される変化の一側面を明確にすることだ。その変化を、われわれだけが認識できずにいる。

わたしのねらいは、この四つの主題を使って現状のサイバー空間を理解し、さらには比較的自由的な世界から比較的完璧なコントロールの世界へと移行しつつあるインターネットの、将来像としてわたしが考えているものを理解してもらふことだ。こつした主題は、なぜその変化が起きているのか、そしてこの変化に対してわれわれがどう対応すればいいかを理解する役に立つ。この空間において大事な価値観をよみがえらせ、いまはそこにはない価値観をもたらせと強固に主張するにはどうすればいいのかを、これで理解してみようではないか。

第三章 現状主義

地理的な境界を無視する電子メディアの台頭は、法律を大混乱に陥れてしまう。このメディアが作りだす現象は、はっきりした法規制のもとにおかれる必要があるのだけれど、既存の領土に基づく各種の独立主権国家によっては、満足いく形では統治できないものだからだ。

デビッド・ジョンソンとロビッド・ポスト「サイバー空間での法の台頭」
Stanford Law Review 48 (1996) 1367,1375

ウェブの統治で、絶対にならないことがいくつかある。その中で最強のものが、あらゆる形での統治を拒否できるというウェブ生来の能力だ。

トム・スタイナー「ネットレルケルド」「統治と技術」
Inter@cive WeekOnline 10/2 1998

サイバー空間の原住民とその第一世代をへだてるミームがある。サイバー空間という場所についての第一世代の思考を定義づけるアイデアだ。それによると、サイバー空間は規制できない。それは「統治できない」。その「生来の能力」は規制を拒否する。それがその本質であり、天性であり、そういうものなのだ。だからといって、サイバー空間が破壊できないとか、政府がそれを封鎖できないとかいうのではない。でも、この第一世代の思考によれば、もしサイバー空間というものが存在するなら、そこでのふるまいに対する政府の力はとても限定されたものでしかない。本質的に、サイバー空間というのはコントロールのない空間だ、ということになる。

天性。自然。本質。生来。そういうもの。この種のレトリックは、どんな文脈においても疑問視されるべきものだ。そしてここでは特に疑問視されなきゃならない。サイバー空間こそまさに、自然の規制がおよばないところなんだから。サイバー空間こそまさに、人工的に構築された場所なんだから。でもこの「本質」というレトリックは、それが構築されたものだということを隠してしまふ。そしてわれわれの直感を危険なほうに導いてしまふ。

これが「現状主義」の誤謬というやつだ。なにかの現状を、そのあるべき姿と混同してしまふこと。サイバー空間の現状というものは、確かにある。それは事実。でも、サイバー空間の現状というのは、サイバー空間の必然ではない。ネットが一つの形しかとれないなんてことはない。ネットの性質を定義づける単一のアーキテクチャなんかはない。われわれが「ネット」と呼ぶものがとれるアーキテクチャはいろいろあつて、その各種アーキテクチャのなかでの生活の特徴も多様だ。

この先の数章は、この論点を展開したものだ。でもそこでの議論は、一行でまとめられる。ネットが規制不可能かどうかは場合によるし、それがなんによるかといえ、そのネットのアーキテクチャによる、ということだ。⁽¹⁾

あるアーキテクチャでは、ネット上のふるまいをコントロールするのは簡単ではない。別のアーキテクチャでは

簡単だ。あるアーキテクチャでは、トップダウンの規制はできない。別のアーキテクチャではできる。ネットはいろいろなアーキテクチャをとり得るけれど、本書のこの第一部のねらいというのは、それがきわめてはっきりした方向に発展しつつある、ということだ。規制不可能な空間から、とても規制しやすい空間へ。ネットの「天性」は、昔は規制できないということだったかもしれない。でもその「天性」はひっくりかえろうとしている。

このひっくりかえり方を理解するには、まず二種類のサイバー場所のコントラストを理解しなくてはならない。このコントラストは、ネットがどうやってもっと規制しやすい場所になれるかを示す、ヒントになる。

だからといって以下の記述を、細かい技術的なものにするつもりはない。ネットワークの種類やコントロールの種類についての詳細定義として書いているわけではないから。これは単なる例示だ。もっとずっと汎用性のある論点を見て取れるだけのスケッチだ。

サイバー場所…ハーバード大学 VS シカゴ大学

インターネットは、アメリカの大学で生まれた。最初に利用したのは研究者たちだったけれど、生命体としてのインターネットの誕生は、大学や大学生活との接続からはじまった。それは学生たちをオンラインへとかつさらい、実空間でのまったく違った生活から学生たちを引き離した。ネットは一九九〇年代半ばの大学キャンパスにおける、合法ドラッグだった。ニューヨーク・タイムズのコラムニスト J・C・ハーツがサイバー空間に関する処女作で書いたように…

ふと顔を上げると、時刻は午前四時半。

「こそ」「掛け時計から腕時計に目を移す。

じゃなかった。

六時間この画面の前にいたのに、まるで時間がたつてない気がする。ぜんぜんまったく疲れていない。頭はぼつととしてのし喉もかわいてるけど、疲れてはいない。それどころか陶酔状態。教科書とか論文のコピーとか蛍光マーカーとかノートとか、そのぐちゃぐちゃの山をバックバックに詰め込んで、狂女のようにコンクリート階段を駆け上がり、守衛室の前を通って夜明け前の霧に包まれた戸外に出た。(中略)

濡れた遊歩道が乾いた歩道とぶつかるところでちょっと足を止め(中略)、電話回線を通じて昼夜を分かたず世界全体でぶんぶんうなりつづけているコレのことを考える。すぐ鼻先にあるくせに、目には見えないモノ。ナルニア国とか、マグリットとか、スタートレックとか、そんな別世界がまるまるひとつ。ただしそれは、物理的には存在しない。参加している人間の数だけたたくさんの集合無意識⁽²⁾

これってほんとに突拍子もなくへん。

でも、すべての大学が同じようにネットを取り入れたわけじゃない。大学ごとに、認めるアクセスはちがっていた。適用したルールもちがっていた。このちがいの一例は、わたしがとてもよく知っている二つの場所からも見て取れる。ほかのいろいろな例からも、同じことが言えるだろう。

シカゴ大学では、インターネットにアクセスしたければ、大学のいたるところにあるジャックにマシンを接続するだけだった。⁽³⁾イーサネット接続を持ったマシンなら、なんでもこのジャックに接続できる。いったん接続され

ば、完全なインターネット接続が得られる。つまりなんでも匿名で自由・無料でアクセスできる。

なぜこんなに自由だったかという点、それは管理者の決定によるものだった。学長のジェフリー・ストーンはロースクールの学部長で、言論の自由支持の有力な学者だった。シカゴ大がネットを設計しているとき、技術者たちはストーンに、匿名通信を認めるべきかどうか尋ねた。ストーンは、大学での言論を規制するルールは、憲法修正第一条と同じくらい言論の自由を守るべきだという原則を掲げて、認めなさいと答えた。「人は大学で匿名で通信する権利を与えられるべきです、なぜなら憲法修正第一条が、政府に対してそういう権利を認めているからです。」⁽⁴⁾この方針の意志決定から、シカゴ大学のネットのアーキテクチャが導かれた。

ハーバード大でのルールはちがった。マシンをハーバード・ロースクールのイーサネットのジャックにつないでも、ネットにはアクセスできない。ハーバード大では、マシンをネットにつなぐには、そのマシンを登録しておくなくてはならない。ライセンスをもらって承認され、確認されないとダメ。大学コミュニティの間だけがマシンを登録できる。登録がすんだら、ネットワークとのあらゆるやりとりはモニタされて、個別のマシンと結びつけられる。ユーザ同意書には、この行いについての警告が書かれている。ネット上の匿名発言は認められていない。それは規則違反になる。あなたがだれかによってアクセスのレベルをコントロールできるし、あなたのふるまいに応じてやりとりを追跡することもできる。

この設計もまた、管理者の意志決定から生まれたものだ。この管理者は、ジェフリー・ストーンほどは憲法修正第一条を重視していない。ハーバード大では、アクセスをコントロールするのが理想だった。シカゴ大では、アクセスを支援するのが理想だった。ハーバードは、コントロールを可能にするテクノロジーを選んだ。シカゴは、アクセスを支援するテクノロジーを選んだ。

この二つのネットワークは、少なくとも二つの重要な点でちがっている。まずいちばん明白なこととして、両者の擁する価値観がちがっている。⁽⁵⁾ このちがいは、設計からくるものだ。シカゴ大では、憲法修正第一条の価値観がネットワークの設計を決定した。ハーバード大の設計は別の価値観が決定づけた。

でもこの二つのネットワークは、別の点でもちがっている。ハーバード大ではアクセスがコントロールされていて身元が割れているので、行動はネットワーク上の発端までたどっていける。シカゴ大のネットワークでは、ユーザの身元やふるまいは知りようがない。ふるまいのモニタ、追跡、追尾は、ハーバード大よりシカゴ大のほうがむずかしい。ハーバード大のネットワークでのふるまいは、シカゴ大のネットワーク上でのふるまいよりも、コントロールしやすいのだ。

ネットワークはこのように、それぞれのネットワーク内でのふるまいを、どれだけ規制しやすくするか、という点でちがっている。このちがいは、単なるコードのちがいだ。つまりソフトウェアのちがい。規制のしやすさは、それぞれのネットワークの本質的な性格によって決定されているのではない。むしろ、それぞれのアーキテクチャによって決定されている。

この二つのネットワークは、ネットワーク設計の多様な広がりの中の、ほんの二点にすぎない。この広がりの方の極にはインターネットを置くことが、オープンで非独占で、アクセスや利用に何の個人の身元認証も必要としないプロトコル群により定義づけられたネットワーク。(このアーキテクチャについては、第四章でもっと詳しく説明する)。反対の極には、閉鎖型の独占ネットワークで、はっきりした認証があつて初めてアクセスが認められるもの。こちらでは、だからコントロールがきつい。この両者の中間には、ハーバード大のネットワークの要素と、インターネットに開放はされていてそこそこアクセス自由だけれど、このオープンプロトコル上に、ある程度のコ

ントロールを可能にするアーキテクチャを作っているネットワークの要素をいろいろ混ぜたネットワークがある。こういうミックス型のネットワークは、インターネットにコントロールを追加する。てっぺんに、コントロール要素の層をのつけるわけだ。

わたしがここで注目するのは、この中間部分のネットワークだ。シカゴ大のネットワークは、言うなれば一九九五年のインターネットのモデルだ。これをネット95と呼ぼうか。二番目のものは、インターネットより古くからあって、いまでも存在している無数の閉鎖型ネットワークのモデルだ。たとえば、ATMのネットワークがそうだ。これのおかげで、コロンビアのボゴタでも、午前二時に現金が引き出せる。三番目、中間の、ハバード型アーキテクチャはネット95になにかを追加する。インターネットのコード群に、もっとコントロールを可能にするものをのつけている。⁶⁾このネットワークのコードは、その下にあるインターネットのプロトコルと矛盾するものではない。それは相変わらず、技術屋の用語を借りれば、TCP/IPに基づいている。TCP/IPというのは、インターネットを定義つけるプロトコル群の名前だ(第四章を参照)。でも、それはこのプロトコル群に、もっとコントロールを築くようなプロトコル群を追加している。ハバード大のネットワークは、いわばインターネットプラスで、このプラスの部分がコントロール手段を追加している。(といってもここでのコントロールというのは、ユーザがだれかを示すだけで、それがどんな中身をやりとりしているかについてはタッチしていない)。

この三つの設計はどれも、インターネット「みたいな」通信ネットワークだ。ここで疑問が起こる。インターネットは「規制・制御できない」というとき、どのネットワークの話をしているんだろうか。そして規制・制御できないネットワークを選んだ場合、そもそもなぜそれは、規制・制御できないのか? どの設計上のどの特徴のおかげでそうなっているんだろう。そしてその特徴は変えられるんだろうか。

この三つを並べてみせた魂胆は明らかだろう。ネットワークの規制・制御しやすさに差があるなら、それは単にネットワークの設計の関数にすぎない。規制・制御不可能なネットワークの設計は変えられる。変えて、規制・制御できるネットワークにしてみよう。その鍵となるのは、規制不可能な空間の特徴を見きわめて、それがもつと規制しやすくなるように変更されたところを想像してみることだ。

ネット95の設計で、規制者がそこでの行動をコントロールしにくくしている特徴を三つ考えてみよう。規制者の立場からすると、この特徴は「欠陥」だ。ユーザについて、あるいはそのユーザが使っている材料についてネットが集める情報を制限するものだ。

最初の欠陥は、ユーザについての情報だ。一言で、信用保証。ネット95は、ある人物が何者かを確認する方法がまったくない。いやもつと重要なのは、ネットを使っている「だれか」の特徴や属性を確認する方法がない、ということだ。「ニュー Yorker」誌の有名なマンガで、犬が二匹パソコンの前にすわっているものがある。キャプション曰く「インターネットでは、おれが犬だとはだれにもわからない」⁽⁷⁾。ネットは匿名で使える。ロボットをつくってネットを使わせられる。だれにも名前なんか教えなくていいし、年齢や性別、住所を確認するのむずかしい。ネットは、こちらが教えたいだけのことしか知らないし、こちらが教えた情報を確認することさえできない。

二番目の欠陥は、データについての情報だ。ラベル、あるいはニコラス・ネグロポンテのことを借りれば「ヘッダ」⁽⁸⁾。ユーザ属性について、確認可能な情報を集める仕組みがないのと同じように、ネット上のデータについても、確認可能な情報を集める仕組みはない。データは確かにある。サーチエンジンがそれを報告してきてくれる。でもそれがなんなのかを知る、確実に一貫性のある方法はない。肉体の写真が画面に表示されても、システ